デジタル行財政改革会議の開催について

令和5年10月6日 閣 議 決 定

- 1. 急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り 方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地 域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議 (以下「会議」という。)を開催する。
- 2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる国務大臣以外の国務大臣を構成員として参加させ、又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣

副議長 デジタル行財政改革担当大臣、内閣官房長官

構成員 デジタル田園都市国家構想担当大臣、行政改革担当大臣、内閣府 特命担当大臣(規制改革)、内閣府特命担当大臣(経済財政政 策)、デジタル大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣並びに デジタル改革、規制改革及び行政改革に関し優れた識見を有する 者のうちから内閣総理大臣が指名する者

- 3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。